

平成 23 年 6 月 22 日

各 位

合同会社西山荘 C.C.マネジメント
職務執行者 上田晃弘

お詫びとご報告

先般、一部報道にありましたように、弊社が所有しておりますゴルフ場「新・西山荘カントリー倶楽部」（以下、「西山荘」といいます。）において雇用調整助成金（以下、「助成金」といいます。）の不正受給の疑いが生じている件に関しまして、実際の労働実態とは異なった申請をしていた事実が確認されました。関係各位対しに深くお詫び申し上げますとともに、本件の経緯について、ご報告申し上げます。

今回、助成金申請の対象とした平成 23 年 3 月 12 日から 18 日は、西山荘の営業をクローズしており、通常業務は行っておりませんでした。従業員のうち数名が他の従業員の安否確認及び設備の点検等のために出勤していたこと、またこの期間中に本社より搬送した救援物資の配布やツイッターでの数件の震災関連の情報発信に従事していたことについても休業補償の対象には該当しないとの指摘を受けることとなりました。

次に、平成 23 年 4 月分についてですが、この頃は仮営業の形で西山荘も営業を再開しておりましたが、地震の影響で客足が不安定な状況が続き、従業員の勤務状況は当初作成したシフト表（労働局に提出した計画表）から一部修正が加えられたものとなっております。このように当初作成していたシフト表と実際の従業員の労働実態は異なっていたにもかかわらず、誤って当初のシフト表に基づいて助成金の申請をしてしまっておりまして。これは震災後、営業スケジュールが混乱していたことに加えて、当初のシフトどおりに申請しなければならないとの現場側

の誤った認識により申請書が作成され、またそうした実態を確認せず申請書を提出した本社側との意思疎通が十分でなかったことが原因でございます。

以上のとおり、3月と4月の助成金に関しては、弊社の事務連絡の不十分さや大震災による混乱及び助成金制度に関する理解不足が原因で、結果的に実態と異なる申請をしてしまっておりました。

このような弊社による誤申請に関しましては、労働局にその経緯を説明しましたが、労働局は結果として不正受給に当たると判断し、弊社に対し行政処分が課される見通しとなったものであります。

今回の件に関し、弊社の不手際により多くの方々にご迷惑をお掛け致しましたことを深くお詫び申し上げます。

今後同じことを繰り返さぬよう、制度の理解を深め、法令順守の重要性を徹底して指導して参る所存でございます。皆様におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

以上